

1

在宅酸素療法における 火気の取扱いについて

1. はじめに

酸素は、支燃性（燃焼を助ける性質）が強いガスです。このため、在宅酸素療法に使用する酸素濃縮装置、液化酸素及び酸素ボンベ（以下、「酸素濃縮装置等」という。）については、その添付文書や取扱説明書等において、【警告】として「装置運転中は、火気を近づけないでください。（火傷、火災のおそれがあります。）」等と記載し、注意喚起をしてきたところです。

しかしながら、酸素濃縮装置等を使用中の患者が、喫煙等が原因と考えられる火災により死亡するなどの事故が繰り返し発生しているため、平成22年1月15日、各都道府県衛生主管部（局）長を經由し、在宅酸素療法を受けている患者やその家族等に、在宅酸素療法における火気の取扱いに関する注意喚起を継続的に行うことについて医療機関に周知しましたので¹⁾、在宅酸素療法を実施するにあたって注意すべき点について紹介します。

2. これまでの取り組みについて

医療用酸素ガス等の事業者の業界団体である一般社団法人日本産業・医療ガス協会（以下、「医療ガス協会」という。）がパンフレットやDVDを作成²⁾、配布するほか、平成20年6月には、独立行政法人医薬品医療機器総合機構がPMDA医療安全情報No.4「在宅酸素療法時の喫煙などの火気取扱いの注意について」³⁾を公表するなど、酸素吸入時の火気の取扱いについては、様々な注意喚起が実施されています。

3. 重篤な健康被害事例について

医療ガス協会の調べによれば、平成15年10月から平成21年12月までに在宅酸素療法実施者の自宅において火災が発生し、患者が重篤な被害をおった事例は27件発生しており、詳細は以下のとおりです。

在宅酸素療法を実施している患者居宅で発生した火災による重篤な健康被害事例

No	発生年月	場所	年齢（性別）	被害状況	原因（推定含）
1	平成15年12月	静岡県	70代（男）	死亡（焼死）	喫煙
2	平成16年5月	東京都	80代（女）	死亡	（不明：火元は台所）
3	平成17年2月	栃木県	70代（男）	死亡	喫煙
4	平成17年3月	広島県	60代（男）	死亡（焼死）	喫煙（寝タバコ）
5	平成17年3月	福島県	80代（男）	死亡（焼死）	漏電（電気敷布）
6	平成17年7月	兵庫県	60代（男）	死亡（焼死）	喫煙
7	平成17年11月	広島県	70代（男）	死亡（焼死）	（不明：寝タバコ）
8	平成18年3月	岡山県	80代（男）	死亡（焼死）	（不明）
9	平成18年5月	東京都	80代（男）	死亡（火傷）	煙草の不始末
10	平成18年8月	京都府	80代（女）	死亡（一酸化炭素中毒）	喫煙（寝タバコ）
11	平成18年8月	兵庫県	60代（女）	重症（火傷）→死亡	喫煙
12	平成18年10月	京都府	70代（男）	死亡（焼死）	喫煙
13	平成18年12月	京都府	10代（女）	死亡	ストーブ
14	平成19年3月	長野県	50代（男）	死亡（焼死）	喫煙
15	平成19年3月	愛知県	40代（男）	死亡（焼死）	（不明）
16	平成19年4月	千葉県	60代（男）	死亡（焼死）	（不明）
17	平成19年5月	兵庫県	80代（女）	重症（顔火傷）	喫煙
18	平成19年11月	福島県	80代（男）	死亡	喫煙
19	平成19年12月	東京都	80代（女）	死亡	（不明：火元は台所）
20	平成20年3月	山口県	70代（女）	死亡	喫煙
21	平成20年11月	東京都	70代（男）	死亡	ライターで線香に着火
22	平成21年1月	奈良県	90歳以上（男）	死亡（焼死）	ストーブ
23	平成21年2月	鹿児島県	50代（男）	死亡（焼死）	喫煙
24	平成21年3月	千葉県	80代（男）	死亡（焼死）	ストーブか仏壇
25	平成21年5月	埼玉県	70代（女）	死亡（焼死）	（不明：電源タップ付近）
26	平成21年10月	京都府	80代（男）	死亡（焼死）	喫煙
27	平成21年11月	兵庫県	60代（女）	死亡（焼死）	（不明）

日本産業・医療ガス協会 医療ガス部門まとめ（平成21年12月時点）

4. 医療関係者へのお願い

在宅酸素療法を受けている患者やその家族等に対して、以下の内容を伝えてください。

- 1) 高濃度の酸素を吸入中に、たばこ等の火気を近づけるとチューブや衣服等に引火し、重度の火傷や住宅の火災の原因となること。
- 2) 酸素濃縮装置等の使用中は、装置の周囲2m以内には、火気を置かないこと。特に酸素吸入中には、たばこを絶対に吸わないこと。
- 3) 火気の取扱いに注意し、取扱説明書どおりに正しく使用すれば、酸素が原因でチューブや衣服等が燃えたり、火災になることはないので、過度に恐れることなく、医師の指示どおりに酸素を吸入すること。

なお、医療ガス協会より、主治医が在宅酸素療法を実施する患者やその家族に対して本注意喚起を行うために必要な資材を提供するとともに、患者の居宅等を訪問する際に、販売店等からも注意を呼びかけることとしています⁴⁾。

5. おわりに

本注意喚起についての詳細な内容は、厚生労働省ホームページをご覧ください。

(<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000003m15.html>)

関連する通知のほか、厚生労働省作成啓発リーフレット「在宅酸素療法時は、たばこ等の火気の手扱いにご注意下さい。」等^{5,6)}を参考資料として掲載しておりますので、ご活用ください。

(参考)

- 1) 平成22年1月15日付け医政総発0115第1号・医政指発0115第1号・薬食安発0115第1号、厚生労働省医政局総務課長・医政局指導課長・医薬食品局安全対策課長連名通知「在宅酸素療法における火気の手扱いについて（注意喚起及び周知依頼）」
- 2) 一般社団法人日本産業・医療ガス協会ホームページ
<http://www.jimga.or.jp/medical/special/dvd01.html>
- 3) 独立行政法人医薬品医療機器総合機構 PMDA医療安全情報No.4
「在宅酸素療法時の喫煙などの火気取扱いの注意について」
http://www.info.pmda.go.jp/anzen_pmda/file/iryo_anzen04.pdf
- 4) 平成22年1月15日付け薬食安発0115第3号、厚生労働省医薬食品局安全対策課長通知
「在宅酸素療法における火気の手扱いについて」
- 5) 厚生労働省作成啓発リーフレット
「在宅酸素療法時は、たばこ等の火気の手扱いにご注意下さい。」
<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000003m15-img/2r98520000003m2n.pdf>
- 6) 神戸市消防局ホームページ「在宅酸素療法中の火災危険について」
<http://www.city.kobe.lg.jp/safety/fire/information/zaitakusanso.html>